

平成26年度気仙沼市社会福祉協議会事業計画

1. はじめに

今日の地域福祉をめぐる環境は、少子・高齢化の進行や個人の生活スタイルの変化に伴って、地域社会や家庭環境が大きく変化し、家庭や地域社会の「絆」、「つながり」、「支え合い」の希薄化が進み、加えて経済の低迷や雇用環境の厳しさの長期化も相まって孤立死や自殺、引きこもりなどの社会的課題、経済的困窮や低所得の問題、虐待や悪質商法に対する権利擁護の問題など、地域における生活課題は深刻化し、社会福祉制度のさらなる充実が求められています。

また、未曾有の被害をもたらした東日本大震災から3年が経過し、防災集団移転事業や災害公営住宅整備事業、土地区画整理事業、水産加工団地造成事業、土地のかさ上げ等生活基盤や産業基盤の再生に着手され、復興の動きが見えてきたところではありますが、市民が安心して生活できる住環境の整備、雇用の確保等地域経済の復興や地域コミュニティの再生にはまだまだ遠い状況にあると言わざるを得ません。

このことから本年度は、被災した方々が災害公営住宅入居などの自立・復興へと大きくその環境が変化する中であって、地域福祉を推進する中核的な役割を担う民間福祉団体として「誰もがその人らしく暮らすことができる地域社会の実現」のため、これまでの取り組みを分析し、策定中の「地域福祉活動計画」に沿い、各分野において、より明確で具体的な施策、活動を展開するとともに、サービス提供の内容や効果を検証し、経費の節減に努めます。

また、厳しい経済状況にあって会費等の自主財源、介護保険等事業収入を確保し、財政基盤の確立に取り組み、行政や関係機関、ボランティアやNPO団体、社会福祉施設などとの協働・連携を強め、地域住民とともに地域の見守りネットワークの充実に努め、様々な事業を通して地域福祉の推進を組織的に進めます。

2. 重点目標

(1) 地域福祉の推進

全国社会福祉協議会が示した「社協・生活支援活動強化方針」に基づき、あらゆる生活課題への対応、相談・支援体制の強化、地域コミュニティにおけるつながりの再構築、行政や関係機関との連携強化を図ります。また、「地域福祉活動計画」に基づき、地区社協、地域住民、民生委員・児童委員、ボランティア・NPO団体等と協働・連携して、被災者支援に最善の努力を傾注しながら、住民参加による誰もが安心して生活が送れるよう地域の見守りネットワークの充実に努めます。

また、東日本大震災を教訓として、災害ボランティアセンター等の体制強化をはかるため、内部研修及び訓練を実施するとともに、ボランティア・NPO団体などと連携し、地域ボランティアの養成に努め、地域防災・減災のための取り組みを強化します。

(2) 介護・福祉活動の拠点の整備・活用

通所介護施設や障がい者福祉施設等の利用促進を図るとともに、利用者本位の良質なサービス提供に努め、心の拠りどころとして開かれた介護・福祉活動拠点としてのさらなる整備・活用を図ります。また、行政や関係機関と連携の下、経営の安定化、社協内での運営事業の相乗効果を図りながら、将来を見据えた事業の展開を検討します。

(3) 人材確保・育成

現下の厳しい経済環境、雇用情勢の中で、離職者も多く、有資格者をはじめ必要な人材の確保が一層困難な状況が続いています。

このことから、ハローワークのほか、あらゆる方法・手段により積極的に求人募集を行い、潜在的な有資格者の再就職が果たせるよう職場環境の改善を図り、新たな雇用による福祉・介護分野での安定的な人材確保を図ります。

また、本会職員のさらなる資質の向上、専門的な知識、技術の習得を目指し、情報の共有、職員研修の充実・強化により、資格取得を支援し、人材の育成を目指します。

(4) 組織管理体制の強化

本会で展開している介護保険事業や障がい者支援事業においては、利用者との契約に基づくサービスの提供、一定の採算性の確保など、経営責任や経営判断を担うことができる組織体制、業務管理体制の構築を図ります。

また、社協組織が地域住民からの理解と信頼を得るため、自ら業務の評価を行うとともに、住民の要望・福祉ニーズに対応した施策、活動に積極的に取り組むとともに、リスク管理体制や法令遵守等のさらなる意識強化を図ります。

(5) 福祉サービス提供における「安心・安全」の確保

地域住民がより安心・安全な暮らしが送れるように、近隣への声掛けと復興支援センターやサポートセンターを活用した地域見守りネットワークの構築に努めます。

また、本会施設・事業の利用者が安心・安全に利用できるよう防災のための日常訓練の実施と対応マニュアルの整備・周知を図ります。

さらに、施設・事業所における感染症、衛生管理、情報の共有等のソフト面、車輛、施設等のハード面の管理についても充実・強化し、福祉サービスの提供における「安心・安全」の確保に努めます。

1. 法人運営事業

執行機関としての理事会、議決機関としての評議員会、業務執行及び財産状況を監査する監査会を実施することにより、それぞれの役割の再認識、責任を明確化し、本会の経営・運営の充実強化を図ります。

また、東日本大震災から3年が経過し、国内外から多くの支援をいただいたことから、その記録を取りまとめることとします。

事業名	内 容
理事会の開催	地域福祉の担い手としてふさわしい事業を住民とともにすすめていくため、理事会、評議員会を中心として事業の推進を図ります。 定例理事会 3回 定例評議員会 2回 理事 16名、評議員 33名
評議員会の開催	
監査会の開催	理事の業務執行や事業の健全経営や透明性を図るため、監事による監査を行います。 定例監査会 2回 監事 3名
苦情解決責任者及び第三者委員の設置	本会が提供する福祉サービスに対する苦情に、適切に対応し、利用者の満足感を高め、利用者個々の権利を擁護し、利用者の苦情に円滑・円満に解決します。また、研修会への参加など、資質の向上を図ります。
東日本大震災記録誌の作成	東日本大震災により、「社協」「災害ボランティアセンター」などに県内はじめ国内外から多くの支援をいただきました。その支援概要等の取りまとめとして、記録誌を作成します。

2. 地域福祉事業

地域福祉活動計画に基づき、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを目指すとともに、福祉サービス活動の充実に努めます。

事業名	内 容
地区社協会長会議の開催	地域福祉の推進を図るため、地区社協との情報を共有しながら、事業の推進を図ります。
地域福祉活動計画の推進	第2期地域福祉活動計画を進めるにあたって以下を重点的に実施し、地域住民が地域福祉活動に主体的に参画し地域を創っていく、福祉のまちづくりを推進します。 <ul style="list-style-type: none"> ・第2期地域福祉活動計画の地区住民への周知を行います。 ・地区社協に呼びかけて住民懇談会を開催し、地域ならではの具体的な地域福祉活動に向けた話し合いや取り組みを進めます。その際に、市社協職員を参加させ必要な情報提供並びに地域の状況やニーズの把握等を行います。 ・地域福祉コーディネーターの配置による新たな地域づくりや地域福祉活動へ

	<p>総合的な支援に着手します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区社協の組織強化へ支援を行います。 ・地区社協に呼びかけて代表者による活動計画の推進体制を組織し、活動計画を地域住民とともに実践、評価を行いながら進めていく体制づくりや社協職員内で計画に取り組む体制を整備します。
ふれあい相談センターの運営	毎週月曜日から金曜日まで相談員を配置し、住民の困りごとや悩みごとなどの総合相談窓口として位置づけ、相談の内容によく耳を傾け、住民に寄り添える相談所として運営し、必要に応じて市社協の事業や関係機関などに繋がります。
本吉支所生活相談所の運営	多様化する生活課題に対応するため、6名の民生委員の協力を得て、毎週月曜日に本吉老人福祉センターにおいて生活相談を実施します。
小地域福祉ネットワーク活動の推進	地域の援護を必要とする方々に対し、身近な住民等ができることで支援していくための小地域福祉ネットワーク活動推進会議を設置します。
広報紙の発行	年6回「社協だより」を発行し（偶数月・全戸配布）、地域活動の紹介や福祉サービス等の情報提供を行うことにより、住民参加による安心して暮らせるまちづくりの推進を目指します。また、本吉地域においては年6回奇数月に「本吉支所だより」を発行し、本吉地域の全戸に配布します。
本吉地域福祉まつり	『みんなでいろんな輪をつくろう』をテーマに市民が楽しく主体的に集うことにより、福祉を身近に感じるとともに理解を深め、一人ひとりの自発的な行動と互助について考えてもらう場として開催します。開催月：6月
本吉地域ひまわり会交流事業	本吉地域内の一人暮らし高齢者へ交流機会の提供と仲間づくりを目的に、本吉地域内ボランティア団体及び本吉響高等学校の協力を得て年5回実施します。実施月：7月、10月、12月、1月、3月
善意銀行の運営	市民からの多様な善意の預託を受け、地域生活支援及び住民参加による地域福祉の推進に資するよう効果的な活用に努めます。
地区社協活動費助成事業	地区社協が実施する地域・在宅福祉に関わる自主的な事業へ活動費を助成し、地域福祉活動の促進を図ります。
屋内ゲートボール場の運営	市民の福祉向上と健康の増進及びスポーツの振興のために、適切な施設の維持管理に努め、利用促進を図ります。

3. ボランティアセンターの運営

東日本大震災の復興に大きな支援活動があったところであり、また、今後想定される大規模災害に備えるため、災害に対する知識や意識を高めることや日頃から災害時の支援体制、技術を習得することを目的にボランティアの育成・研修会を開催します。

ボランティア相談・調整等事業	ボランティアコーディネーターを配置し、ボランティアの相談・ニーズの受付・調整・派遣等、ボランティア育成・啓発を推進するとともに、相互理解と互助によるボランティア活動の機運の醸成に努めます
地域ボランティア養成講座	地域における様々なニーズを解決するために養成講座を開催し、地域福祉やボランティアに携わる人材のすそ野を広げ、地域力の向上を目指します。

ボランティア交流会	地元ボランティア団体の交流会開催により、今後、気仙沼の新たなまちづくりを共に担う仲間として、相互理解と協力体制づくりを進め福祉のまちづくりを推進します。
ボランティアスクール	ボランティア意識の啓発を図り、人とのつながりの中で共に豊かに暮らすことのできる地域づくりに理解を深めることができるよう、様々な福祉体験やボランティア活動の機会を提供します。

4. 福祉教育

市内小中学校を対象に、体験や交流活動を通じて福祉のこころを育むことを目的に福祉・ボランティア活動を推進し、児童生徒の福祉教育・学習機会を提供します。

事業名	内 容
福祉教育活動費補助金交付事業	学校教育における福祉活動への活動費の補助により継続した福祉教育、ボランティア学習を支援します。
福祉教育、企業、団体への職員派遣事業	機会を捉えて市社協職員を派遣し、福祉への理解を深めることや地域活動に対する意識の啓発を行い、地域における福祉人材の育成や福祉への理解者の拡大等を図ります。
敬老作文募集事業	敬老作文の募集を通じ、児童の高齢者に対する理解を深め、敬老の心を培います。実施月：9月

5. 資金貸付等事業

援助が必要となった世帯に支援を行うことにより、生活の安定や生活意欲の助長が図られるよう事業を推進します。

事業名	内 容
生活福祉資金貸付事業	低所得世帯等の生活支援をするため、制度の周知を徹底し、関係機関と連携しながら、住民の生活の安定のための相談支援に取り組みます。
生活安定資金貸付事業	低所得世帯に対して小口資金を貸付し、生活安定が図られるよう担当民生委員と連携し、世帯の支援を行います。また、世帯の現況を把握し、債務管理の強化を図ります。

(震災対応事業)

生活復興支援資金貸付事業	被災した低所得世帯の生活の復興を支援するため、制度の周知を徹底し、関係機関と連携しながら、住民の生活復興のための相談支援に取り組みます。
特例緊急小口資金貸付事業	震災対応時に貸付けた資金の債権管理と被災者の生活状況に応じた償還等の支援に努めます。

6. 援護活動

火災被害に遭った世帯に対し、早期の復旧と生活の安定に資するよう支援します。

事業名	内 容
援護活動	気仙沼市内に発生した火災による被災世帯に対し、その生活の安定に資するよう迅速な見舞金等の贈呈に努めます。

7. 生活支援・障害福祉事業

(1) 在宅障がい者福祉事業

生活支援員による認知症の高齢者、知的・精神障がい者の福祉サービスに新たに取り組みとともに、視覚障がい者の外出支援、情報提供に努めます。

事業名	内 容
日常生活自立支援事業（呼称：まもりーぶ気仙沼・南三陸）	宮城県社協からの事業委託を受け、基幹的社協として気仙沼市及び南三陸町を圏域としたサービスを実施します。 認知症高齢者、精神障がい者、知的障がい者等で対象となる方々が、地域で安心して暮らせるよう、事業の周知・啓発に努め、専門員・生活支援員の資質向上のための研修を実施します。また、適切な支援計画の作成及び財産管理等の徹底に努めます。
視覚障害者ハイキングの実施	外出による運動機能の低下の抑止と市民ボランティアとの交流のきっかけをつくるとともに、ボランティアの視覚障がいに対する理解を深めます。 年1回 秋季実施予定
ガイドヘルパー派遣事業	視覚障がい者の社会生活を支援するために、ガイドヘルパーの派遣を行います。また、ガイドヘルパーを確保するための養成講座を行うほか、現任者に対するフォローアップ研修を実施します。
点訳サービス事業	視覚障がい者への情報提供の一環として、ボランティアの協力を得ながら点訳サービスを行うことにより、確実な情報確保を進めます。
録音サービス事業	視覚障がい者等への情報提供の一環として、朗読奉仕グループの協力により「広報けせんぬま」や「社協だより」等を録音し、希望者に配布することにより、行政情報や地域福祉情報などの必要な情報確保を進めます。

(2) 指定障害福祉サービス事業

障害者総合支援法の趣旨に従い、また、気仙沼市障害者施設条例並びに指定管理基本協定に基づき、気仙沼市に居住する障害のある利用者の意思及び人格を尊重し、本人の立場に立ち、心身の特性を踏まえた適切なサービスを提供するとともに、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように援助します。また、職員研修を通して職員の資質の向上と法令順守の徹底による適正な事業運営を推進します。

事業所名	内 容
気仙沼市松峰園 (多機能型事業所：就 労移行支援・就労継 続支援 B 型))	雇用されることが困難な在宅の障害を有する方に対し、利用者本位のサービス提供及び利用者の権利擁護を旨とし、利用者の自立支援に努めるとともに、多様化するニーズに配慮したサービス体系を整備し、併せて経営基盤の安定に努めます。
気仙沼市みのりの園 (生活介護事業所)	利用者一人ひとりが地域で自分らしく暮らすことができるよう、関係機関と連携を深めながら日常生活及び社会生活の支援を適切に行います。利用者の意思や個性を尊重し、障害特性に配慮しながら適切に対応するとともに、施設活動の充実を図る中で、利用者の主体性と社会性を伸張し満足度向上に努めます。なお、地域の利用希望に応じた利用定員の増員を行います。
気仙沼市マザーズホ ーム (多機能型事業所： 児童発達支援・放課 後等デイサービス)	利用者のニーズを調査しながら、長期的な展望に立った支援を展開します。 ・個人毎の支援計画を作成し保護者と協議しながら成長発達を図ります。 ・土曜日に社会体験等を組んだプログラムを計画し、学校休業日の利用を促します。 ・放課後等デイサービス事業者等と連携して研修会等を実施します。 ・保護者会の充実化を図るとともに、父親の自主的な活動を支援します。
松峰園相談支援セン ター (特定相談支援事業 所)	利用者または障害児の保護者からの生活全般に係る総合的な相談に応じ、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に配慮し、利用者または保護者の選択に基づいた適切な障害福祉サービス等が総合的、効率的に提供されるよう支援します。
指定共同生活援助事 業（介護サービス包 括型）「つばさ」	地域での自立した生活を望む障害者に対し、適切な支援・援助を行い、生活技術を高め安心した生活が営めるよう努めます。また、地元自治会、民生委員・児童委員等との連携の強化を図り、支援ネットワークの構築を進め併せて関係調整に努めるとともに、防災対策の徹底を図り、安心、安全な地域生活が継続的に送れるよう支援に努めます。
気仙沼市ホームヘル プサービス事業所	障害をもった方が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、関係機関との連携を密にし、きめ細やかなサービス提供に努めます。また、サービス提供体制を強化し安定経営に努めるとともに、職員研修の更なる充実によるサービスの質の向上に取り組みます。
訪問介護ステーショ ンからくわ	
ヘルパースステーショ ンもとよし	

(3) 地域生活支援事業

障害者総合支援法に基づく気仙沼市障害者地域生活支援事業実施規則に則り、重度の障害を持つ方への移動入浴車による入浴サービスを提供します。

事業所名	内 容
訪問入浴サービスからくわ	利用者や家族の意向を尊重し丁寧に寄り添い、住み慣れた地域や在宅で自分らしく安心して生活できるよう安全で良質なサービス提供に努めるとともに、職員研修を強化しサービスの質の向上に努めます。
訪問入浴サービスもとよし	

8. 在宅福祉事業

(1) 在宅福祉事業

誰もが安心して地域で暮らせるよう地域関係者の協力、連携の下、定期的な訪問等により高齢者世帯等の支援に努めます。

事業名	内 容
移送サービス事業	家庭外への移動困難な方の社会生活を支援するために、リフト付ワゴン車の貸出しやボランティアによる運行支援に努めます。また、事業内容を社協だよりやホームページ等で周知を行い、運転ボランティアを確保するための養成講座を開催します。
生活支援型食事サービス事業	健全な生活を支える「食」を確保するとともに、生活上の負担の軽減を図り、自立した生活ができるように支援します。また、地域福祉の観点から社会ニーズに見合ったサービス内容の充実を図ります。
在宅ふれあい型交流事業	高齢者等の孤立予防と高齢者同士又は地域住民との交流を通して、住民同士が支え合う心の醸成を図ります。
安否確認訪問サービス事業	虚弱な一人暮らしの世帯、虚弱な高齢者のみの世帯へ乳酸菌飲料の配達を通じた声掛け訪問による安否確認を行います。また、より広範なサービス提供とするために複数事業者との提携に取り組みます。
介護機器貸出事業	緊急を要する要介護世帯や福祉活動を行うボランティア団体等に福祉用具を貸し出し、在宅生活の支援、地域活動及び福祉教育活動の企画や参加を促進します。

(2) 老人福祉センターの指定管理

高齢者が健康で豊かな生活が送れるよう各種相談や地域の方々との支援等により、生きがいづくりや自立生活の援助に取り組みます。

センター名	内 容
気仙沼市老人福祉センター 福寿荘	気仙沼市の条例及び指定管理に係る基本協定書に基づき、各種相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上、老人クラブの活動及びレクレーションのための便宜を総合的に供与できる体制を充実させます。介護予防事業も併

	せて充実させ展開します。
本吉老人福祉センター（生きがい活動支援通所事業）	センター事業である生きがい活動支援通所事業（元気老人デイサービス事業）の実施により、高齢者が健康で心豊かな生活を送れるよう各種相談に応ずるとともに、慣れ親しんだ地域の方々との交流や趣味活動等を通じて、生きがいづくりや自立生活の助長及び要介護状態となることの予防を図ります。また、施設の維持管理を徹底し、安全で居心地のよい環境づくりに努めます。

（3）指定介護保険事業

介護保険に関する法令等の趣旨に従い、介護を要する高齢者が可能な限り在宅での快適な生活がおくれるよう、利用者の尊厳に基づいた適切なサービス提供に努めます。事業は、法制度の遵守と併せて地域福祉推進という本会の使命や公益性に根ざして実施し、さらには事業の採算性に留意するとともにサービスの質を左右する職員の資質向上に積極的に取り組み、効果的で効率的かつ安定した適正な介護保険事業経営に努めます。

① 居宅介護支援事業

事業所名	内 容
一景島在宅介護支援センター	利用者の立場に立ち、介護保険事業と地域福祉推進事業の双方をつなげ、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、生活全体を支えるケアマネジメント機能の強化と充実努めます。また、主任介護支援専門員配置等による加算等適切な事業所体制を維持強化し、利用者保護、中重度者や支援困難ケースへの対応などのサービスの質向上に努めます。
燦さん館ケアプランセンター	
津谷居宅介護支援事業所	

② 訪問介護事業

事業所名	内 容
気仙沼市ホームヘルプサービス事業所	利用者が住み慣れた家庭等（利用者宅）にホームヘルパーが訪問し、身体介護、生活援助等のサービスを提供致します。
訪問介護ステーションからくわ	サービスの提供にあたっては、利用者一人ひとりのニーズに基づく援助計画を策定し、家族を含めた関係機関との連携を密にし、質の高いサービスを提供し、家族の精神的・身体的負担の軽減を図ることに努めます。
ヘルパーステーションもとよし	
	また、事故防止と感染予防対策を徹底しながら、効率的で効果的かつ安定した適正な経営に取り組みます。

③ 訪問入浴介護事業

事業所名	内 容
訪問入浴サービスからくわ	利用者と家族の意向を尊重し、住み慣れた地域や在宅で自分らしく安心して生活できるよう安全で良質なサービス提供に努めるとともに、職員研修を強化しサービスの質向上に努めます。
訪問入浴サービスもとよし	

④ 指定通所介護事業

事業所名	内 容
気仙沼市燦さん館デイサービスセンター	利用者並びに家族の方々が、それぞれの施設（デイサービスセンター）を利用することで、本人はもちろん、家族にも安心して利用頂けるような施設（デイサービスセンター）づくりを目指します。 また、多様なニーズを持つ利用者に対し、職員への期待は大きくなっていることから、職員研修を強化し資質の向上を図り、更には毎日、一日の利用人数を定員数まで確保することにより、健全な経営に取り組みます。 各施設の一日の定員 燦さん館デイサービスセンター35人 福寿荘デイサービスセンター20人 やすらぎデイサービスセンター25人 大谷デイサービスセンター25人
気仙沼市福寿荘デイサービスセンター	
やすらぎデイサービスセンター	
大谷デイサービスセンター	

⑤ 認知症対応型共同生活介護事業

事業所名	内 容
グループホーム「桑の実」	認知症の状態にある要介護高齢者の方で、9名（ユニット9人定員）の方が入居し、家族的な雰囲気の中で顔馴染みの人達と一緒に、安心して暮らせるよう共同生活をしながら、認知症状の進行の緩和を図るよう努めます。また、日常生活での機能訓練・健康管理・相談、援助等を行い、安心と信頼の絆を大切に、入居者の人格を尊重し、入居者の立場にたったサービスの提供を図ります。

⑥ 福祉用具貸与事業

事業所名	内 容
もとよし福祉用具貸与事業所	安心して在宅生活がおくられるよう、福祉用具の有効活用による自立支援と介護者の負担軽減による介護機能の充実強化に努めます。また、住宅改修などの関連環境分野の専門知識取得と併せ、理学療法士等の専門職との連携強化に努めるとともに、事業管理の強化、利用者保護の視点を重視し、適正な経営に取り組みます。

9. 気仙沼市受託事業

気仙沼市との連携を密にし、さらなる受託事業の充実強化に努めます。

事業名	内 容
気仙沼地区応急仮設住宅入居者等サポートセンター運営事業	<p>応急仮設住宅等における中高年の孤立や生活不活発病を防ぐため、生活相談員・看護師等による相談支援や入居者同士・地域住民を交えた交流活動・イベントの企画等を行うとともに、関係機関、団体等との連携により介護予防の推進、健康増進を図り、安心して自立した生活をおくれるように支援します。</p>
社会的包摂「絆」再生事業	<p>東日本大震災の被災者等の孤立化の予防と自立に向けて、安心した地域生活がおくれるよう、きめ細やかな支援と生活支援相談員の支援力の充実を図ります。</p> <p>① 各種団体等と連携しながら、新たな福祉の地域づくりによる住民相互の支え合いを推進します。</p> <p>②必要とする支援の早期発見と、相談を専門機関等に確実に繋ぐことにより、問題の複雑化を予防し、安心した生活が送れるよう支援します。</p> <p>③支援者間での連携をより密に行うことにより、支援の取りこぼしや途絶え及び支援の重複がないよう、一体となった取り組みに努めます</p>
地域包括支援センター運営事業	<p>唐桑地域及び鹿折地区や本吉地域の地域組織及び関係機関との連携基盤を強化し、高齢者が住み慣れた地域でいきいきとした生活が持続できるよう、高齢者の多様なニーズや相談に総合的に対応し、介護予防等必要なサービスを包括的・継続的に調整する地域の拠点機関としての充実強化を図ります。</p> <p>①住み慣れた地域で自立した生活の継続に向けた支援をします。</p> <p>②安心して暮らしていくために高齢者の尊厳と権利を守っていく取り組みを進めます。</p>
生きがい活動支援通所事業（元気老人デイサービス事業）	<p>概ね65歳以上の一人暮らし高齢者等を対象に、本吉老人福祉センター及び本吉地域内の集会所等において、生きがい支援員による通所サービスを提供することにより社会的孤立感の解消、自立生活の助長及び要介護状態となることの予防を図ります。</p>
家族介護者交流事業	<p>高齢者を介護している家族に対して、日帰り旅行、施設見学等を活用した介護者相互の交流会を実施し、介護者を介護から一時的に開放することにより、参加者の心身のリフレッシュを図ります。年2回実施予定。</p>
家族介護教室事業	<p>高齢者を介護している家族等に対し、家族介護教室を開催する事により要介護高齢者の状態の維持・改善を図るとともに、在宅生活の質の向上を図ります。年2回開催予定。</p>
介護予防普及啓発事業	<p>介護予防活動の普及啓発や地域における自発的な活動者の育成支援を行い、介護認定されていない高齢者に対し、要介護状態となることを防ぐとともに、運動機能向上、口腔機能向上、栄養改善等のプログラムを取り入れた介護予防教室を開催し、継続して介護予防が図られるよう支援します。</p>

外出支援サービス事業	リフト付車輛及びストレッチャー装備ワゴン車等により、利用者の居宅と在宅福祉サービスを提供する場所及び医療機関等との間の移動を支援します。
大谷学童保育事業	大谷地域に建設された新たな活動拠点（大谷小学校区留守家庭児童センター）において、放課後に家庭での保育が困難と認められる小学校低学年の児童をお預かりし保育する事業を実施します。

10. 団体事務

各種団体の事業支援とともに、自主的に活動ができるよう体制整備を支援します。

事業名	内 容
気仙沼市民生委員児童委員協議会	民生委員児童委員活動の円滑な推進を図るとともに、事務委託契約に基づき協議会の適正な事務に努めます。
本吉ブロック民生委員児童委員協議会連絡協議会	宮城県民児協との連携及び南三陸町民児協との相互交流や連携を図り、ブロック内の民生委員児童委員活動の推進をします。 委託契約を締結し、事務の適正処理に努めます。
気仙沼市共同募金委員会	共同募金（赤い羽根・歳末たすけあい募金）に対する住民の理解を深めながら、募金活動を推進するとともに、適切な配分と援護活動に努めます。 委託事務契約に基づき、委員会事務の適正処理に努めます。
気仙沼市ボランティア連絡会	気仙沼市内のボランティアサークル間の情報共有と連携を図るとともに、地域活動の一層の充実のための知識と技術を得る研修等開催を支援し、ボランティア活動を推進します。
気仙沼市老人クラブ連合会	老人クラブ活動の活性を図り、老人クラブ連合会事務の適正な運営に努めます。
本吉町老人クラブ連合会	全国三大運動の積極的な推進、他団体・関係機関との連携強化によるクラブ組織の基盤強化の推進等、団体の適正な運営支援に努めます。
本吉町遺族会	団体支援に加え宮城県連合遺族会気仙沼市遺族会との合併に向けての検討会等の支援に努めます。